

酒々井町長への手紙  
(令和7年11月受付、回答)

### 樹木剪定について

酒々井町まちづくり課より「●●様の所有地から草木等が道路上に伸びてきており、車両等の通行に支障をきたしていることから剪定をお願いします」という文書が届きました。

令和7年11月5日現地確認及び草刈りを行いました。その結果、当該地は酒々井町の杭と道路の間の草刈りであったので、まちづくり課に伺い確かに町有地であることを確認した次第です。また、草刈り後の片付けは行っていない旨報告させていただきました。

令和7年11月6日現在、後片付けなされていないことを現場確認しております。

- ① 場所は、住所地のみで現地の状況の写真・公図等の写しもない依頼文書であること。
- ② 道路と個人所有地との境界杭を確認せずに樹木等剪定依頼をしていることから、他の人への依頼も同様であると考えますので、その確認を行う必要があります。

(個人情報保護のため原文を編集させていただいています。)

### ■回 答

このたびは、当町職員の不手際により●●様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

対応した職員に厳しく指導するとともに、早急に現場を片付けるよう指示し、作業の完了を確認いたしましたのでご報告させていただきます。

今後、再び同じ過ちを繰り返すことのないよう、同様の依頼文書を送付する際には、現地及び境界杭の確認を徹底するとともに、現況のわかる写真など詳細な資料を添付するよう指導してまいります。

担当課《まちづくり課》